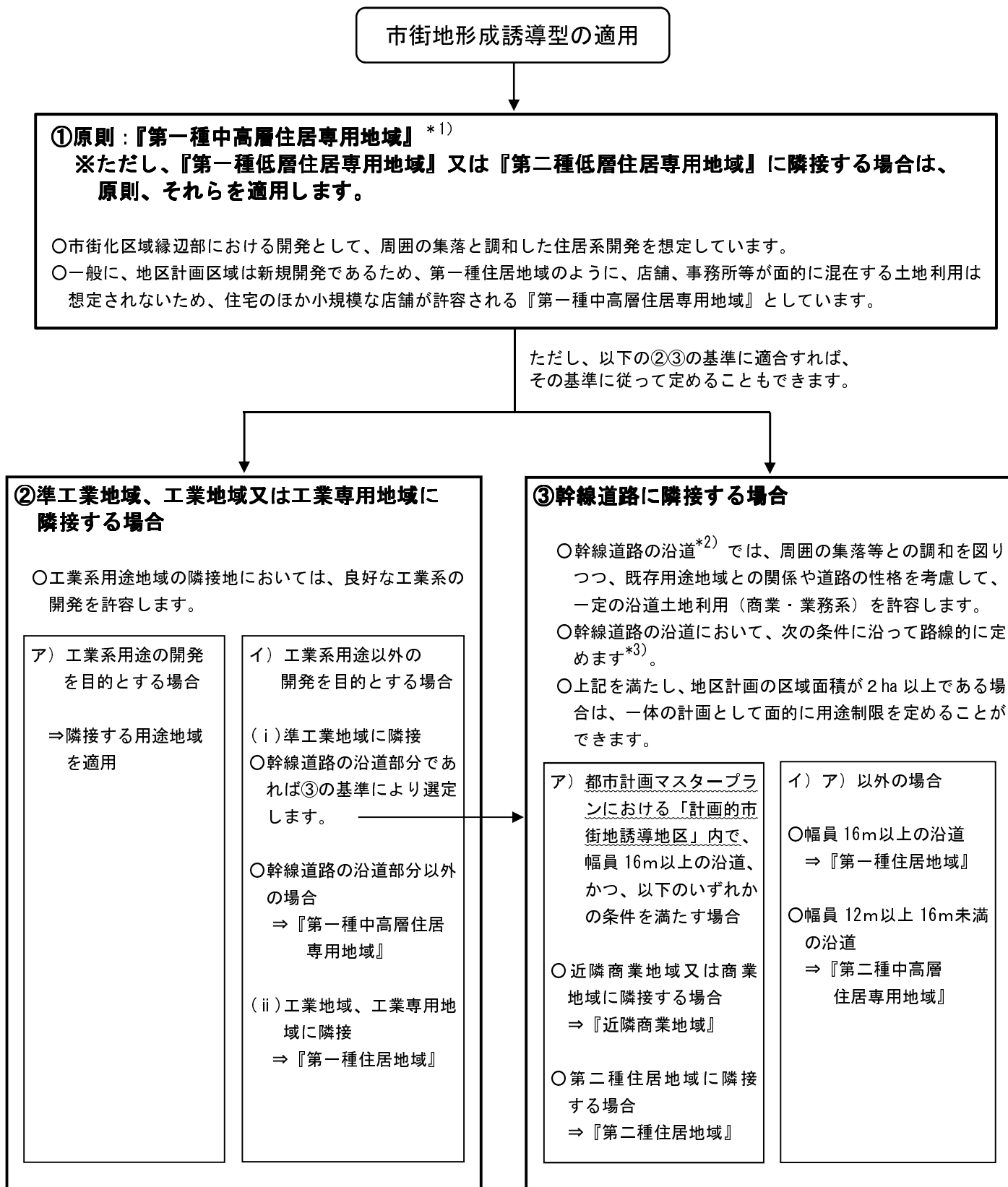


### 3. 「市街地形成誘導型」の用途地域選定フロー



\* 1) 「第一種中高層住居専用地域」については、隣接する用途地域の種類・形状、周囲の既存土地利用などの状況によっては適用できない場合があります。その場合、周辺状況などを勘案して適切な用途地域を選定します。

\* 2) 「幹線道路の沿道」とは、2車線以上で整備され、又は事業認可がされている等により整備されることが確実な一般国道、主要地方道又は都市計画道路（沿道利用のできない自動車専用道路、区画街路及び特殊街路を除く。）の沿道です。

\* 3) 「路線的に定める」とは、該当道路の境界線から「2車線道路の場合は30m」「4車線道路の場合は50m」の幅で定めることです。